

公共用水域水質モニタリングのあり方に関する検討会について

1. 検討会開催の趣旨

都道府県知事は、水質汚濁防止法第15条に基づき、公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視することとされている。

従来、この公共用水域水質常時監視に当たっては国庫補助を行ってきたところであるが、平成17年度予算において、補助金は廃止となり、その原資については地方公共団体に税源移譲されることとなった。一方、この変更にあたり、「補助負担金の廃止・縮減によって移譲された事務事業については、地方公共団体の裁量を活かしながら確実に執行されることを担保する仕組みを検討する」こととされている。

こうした背景を踏まえ、法定受託事務である公共用水域水質の常時監視について、補助金廃止後もその適正水準の確保を図ることを目的として、地方自治法第245条の9第1項及び第3項に基づく処理基準を改定するため、常時監視の地点選定手法や頻度等の適切な水準をとりまとめるとともに、今後の適切な公共用水域水質モニタリングに向けて必要な検討を行うために、本検討会を開催する。

2. 検討会メンバー

飯田和義（神奈川県大気水質課 課長）

門上希和夫（北九州市環境科学研究所アクア研究課 課長）

高橋孝治（島根県環境政策課 課長）

中杉修身（上智大学大学院地球環境学研究科 教授）

福島武彦（筑波大学大学院生命環境科学研究科 教授）

松重一夫（国立環境研究所水圏環境研究領域湖沼環境研究室
主任研究員）

山田欣也（愛知県水環境課 課長）